

## 秋田県環境保全センター使用許可申請手続き方法等について

秋田県生活環境部 循環型社会推進課

### 1 申請手続き方法等

排出事業者が自ら、下記の保健所で申請手続きを行ってください。申請は保健所の窓口申請書を提出いただくか、郵送、電子メール、電子申請により申請してください。

行政書士以外の者による申請の場合は、申請を受け付けることができませんのでご注意ください。行政書士による申請の場合は、次のいずれかの書類を添付してください。

- ・ 末尾又は欄外に作成年月日及び行政書士名が記載され、職印が押印された申請書の原本
- ・ 排出事業者の委任状及び行政書士が押印している申請書の原本

なお、環境保全センター使用許可証は、紙で発行されます。許可証の受け取りについては、保健所窓口へ直接受け取りに行く方法、返送用封筒を使用する郵送による方法があります。申請の際は、どちらの方法で許可証を受け取るのか決めた上で申請してください。

### 2 申請先等

県の下記保健所で申請を受け付けます。なお、秋田市環境部及び秋田市保健所では申請を受け付けていませんので、ご注意ください。

< 県の保健所 >

大館保健所	〒018-5601 大館市十二所字平内新田 237-1 E-mail : oodate-kazuno@pref.akita.lg.jp	TEL 0186-52-3954
能代保健所	〒016-0815 能代市御指南町 1-10 E-mail : yamafuku@pref.akita.lg.jp	TEL 0185-52-4331
秋田中央保健所	〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開 172-1 E-mail : akitahw@pref.akita.lg.jp	TEL 018-855-5173
由利本荘保健所	〒015-0885 由利本荘市水林 408 E-mail : yuriknet@pref.akita.lg.jp	TEL 0184-22-4121
大仙保健所	〒014-0062 大仙市大曲上栄町 13-62 E-mail : senboku-hw@pref.akita.lg.jp	TEL 0187-63-3694
横手保健所	〒013-8503 横手市旭川 1 丁目 3-46 E-mail : hiraka-we@pref.akita.lg.jp	TEL 0182-45-6139

※北秋田保健所の環境指導課は大館保健所に、湯沢保健所の環境指導課は横手保健所に集約されました。

< 環境保全センター利用に関する問合せ先 >

秋田県環境保全センター（環境保全事務所）

秋田県大仙市協和上淀川字雨池沢 45 TEL 018-892-3045

### 3 申請に必要な書類

#### ① 排出事業者が自ら搬入する場合

必ず必要な書類
<input type="checkbox"/> 使用許可申請書 <input type="checkbox"/> 搬入する車両の車検証の写し（電子化されたものは、自動車検査証記録事項） リース車両である場合は、リースに係る契約書の写し
搬入する廃棄物に応じて必要な書類
<input type="checkbox"/> 取り扱うに当たって注意が必要なときは、注意事項に係る情報を記載した書類（廃棄物データシート等） 例 腐敗や揮発等の性状の変化に関する情報 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する情報
<input type="checkbox"/> 燃え殻、汚泥、鉍さい、ダスト類〔ばいじん〕を搬入するときは、廃棄物が無害安定化していることを証明する書類
<input type="checkbox"/> 廃石綿等を搬入するときは、廃棄物の種類や性状等を確認するための書類（大気汚染防止法第18条の15第1項の規定に基づく特定粉じん排出等作業実施届出書の第1面（別紙も含む）の写し）
最大使用期間を1年間延長する*場合に必要な書類
<input type="checkbox"/> ISO14001 又はエコアクション21の認証を取得していること、又は電子マニフェスト加入者であることが確認できる書類
使用許可証を郵送により受領する場合
<input type="checkbox"/> 切手等を貼り付けした使用許可証の返送用封筒

\*ISO14001 又はエコアクション21の認証を取得している場合や電子マニフェストを使用する場合は最大使用期間を1年間延長することができます。

#### ② 産業廃棄物収集運搬業者に委託して搬入する場合

必ず必要な書類
<input type="checkbox"/> 使用許可申請書 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業者との委託契約書又は仮契約書等の写し（産業廃棄物の処分場所として環境保全センターが記載されているもの） ・複数の運搬業者に委託する場合は、各運搬業者との委託契約書又は仮契約書の写しを添付してください。 ・優良認定事業者に委託する場合は添付を省略することができます。
搬入する廃棄物に応じて必要な書類
<input type="checkbox"/> 取り扱うに当たって注意が必要なときは、注意事項に係る情報を記載した書類（廃棄物データシート等） 例 腐敗や揮発等の性状の変化に関する情報 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する情報
<input type="checkbox"/> 燃え殻、汚泥、鉍さい、ダスト類〔ばいじん〕を搬入するときは、廃棄物が無害安定化していることを証明する書類

<input type="checkbox"/>	廃石綿等を搬入するときは、廃棄物の種類や性状等を確認するための書類（大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項の規定に基づく特定粉じん排出等作業実施届出書の第 1 面（別紙も含む）の写し）
最大使用期間を 1 年間延長する*場合に必要書類	
<input type="checkbox"/>	ISO14001 又はエコアクション 21 の認証を取得していること、又は電子マニフェスト加入者であることが確認できる書類
使用許可証を郵送により受領する場合	
<input type="checkbox"/>	切手等を貼り付けした使用許可証の返送用封筒

※ISO14001 又はエコアクション 21 の認証を取得している場合や電子マニフェストを使用する場合は最大使用期間を 1 年間延長することができます。

### ③ 中間処理業者が中間処理産業廃棄物を搬入する場合

必ず必要な書類	
<input type="checkbox"/>	使用許可申請書
<input type="checkbox"/>	自ら運搬する場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
<input type="checkbox"/>	産業廃棄物収集運搬業者に委託する場合は、委託契約書又は仮契約書等の写し（産業廃棄物の処分場所として環境保全センターが記載されているもの） ・複数の運搬業者に委託する場合は、各運搬業者との委託契約書又は仮契約書の写しを添付してください。 ・優良認定事業者に委託する場合は添付を省略することができます。
条件に応じて添付が必要な書類	
<input type="checkbox"/>	秋田市内に処理施設が所在する場合は、直近に閉鎖した法第 14 条第 17 項に規定する帳簿又は産業廃棄物処分実績報告書の写し
<input type="checkbox"/>	中間処理産業廃棄物の搬入上限量が年間 1,000 t 以上の場合は、最終処分量の減量化に関する計画書
搬入する廃棄物に応じて必要な書類	
<input type="checkbox"/>	取り扱うに当たって注意が必要なときは、注意事項に係る情報を記載した書類（廃棄物データシート等） 例 腐敗や揮発等の性状の変化に関する情報 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する情報
<input type="checkbox"/>	燃え殻、汚泥、鉍さい、ダスト類〔ばいじん〕を搬入するときは、廃棄物が無害安定化していることを証明する書類
最大使用期間を 1 年間延長する*場合に必要書類	
<input type="checkbox"/>	ISO14001 又はエコアクション 21 の認証を取得していること、又は電子マニフェスト加入者であることが確認できる書類
使用許可証を郵送により受領する場合	
<input type="checkbox"/>	切手等を貼り付けした使用許可証の返送用封筒

※ISO14001 又はエコアクション 21 の認証を取得している場合や電子マニフェストを使用する場合は最大使用期間を 1 年間延長することができます。